

江戸川区子どもの権利擁護委員

令和4年度活動報告

江戸川区子どもの権利擁護委員

江戸川区子どもの権利擁護委員一覧

職 名	氏 名	職業等
代表擁護委員	有村 久春	東京聖栄大学教授
擁護委員	工藤 寛泰	弁護士
擁護委員	熊澤 美帆	弁護士
擁護委員	小松 佳子	公認心理師
擁護委員	角南 和子	弁護士

1 江戸川区子どもの権利擁護委員の概要

(1) 江戸川区子どもの権利擁護委員

江戸川区子どもの権利擁護委員は、江戸川区子どもの権利条例の「江戸川区は子どもの思いを受け止め、相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます」という規定に基づき、子どもの権利侵害からの速やかな回復を目的に、区長と教育委員会の附属機関として、江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例により、令和4年2月1日から設置されています。

擁護委員は職務に関して守秘義務があり、区は擁護委員の独立性を尊重し、擁護委員の職務に協力します。また、保護者、区民、関係機関は、擁護委員の職務に協力するように努めます。

擁護委員の職務は以下のとおりです。

- ① 子どもの権利侵害を回復するため、必要な助言及び支援を行うこと。
- ② 子どもの権利侵害を回復するための調整及び要請を行うこと。
- ③ 子どもの権利侵害に係る調査を行うこと。
- ④ 子どもの権利侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤ 子どもの権利を擁護するため、必要な理解を広めるとともに、江戸川区、保護者、区民及び関係機関の連携を推進すること。

擁護委員は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするための教育委員会の附属機関を兼ねており、具体的には、区立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合に、教育委員会の諮問を受け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(2) 江戸川区子どもの権利条例

江戸川区子どもの権利条例は、子どもは生まれたときから権利の主体としてその権利が守られることを地域の共通理解とし、行政機関、家庭や学校をはじめとした地域社会全体で子どもの育ちを支えていくための考えや取組を推進して、子どもの権利擁護に対する気運をさらに高め、子どもの最善の利益を実現することを目指し、令和3年6月に制定、7月に施行しました。

条例の概要は、以下の①から⑥のとおりです。

- ① 江戸川区全体で子どもの権利を大切に守っていくために、子どもの権利に対する区の基本的な考えを示す理念条例です。権利の主体である子ども自身に理解してもらえるように、漢字には全てふりがなをふるなど、子どもにもわかりやすい表記としています。
- ② 「子ども」とは、原則として区内に在住・在学・在勤または活動する18歳未満の者を対象とします。
- ③ 子どもが健やかに成長していくために、「生存・発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」の4つの権利について、区全体で特に大切にしていきます。
- ④ 児童の権利に関する条約、ともに生きるまちを目指す条例の考えをもとに、子どもの大切な権利や区・保護者・区民・学校等の役割を規定しています。
- ⑤ 区全体で子どもの権利侵害を早期に発見し、その回復のための支援に努め、区は子どもの相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます。
- ⑥ 区は、子どもの権利の普及啓発に努めます。

2 相談・対応状況

(1) 相談受付実績

えどがわ子どもの権利ほっとラインは、年末年始・祝日を除く毎週火曜・木曜の13時から18時、土曜の10時から15時に相談受付しています。

令和4年8月からは、毎週火曜日に共育プラザに権利擁護委員が訪問しています。

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の相談受付日数は146日間です。

(2) 相談受付件数

令和4年度に新規に受け付けた相談件数は18件です。令和3年度からの継続件数は1件のため、令和4年度は合計で19件の相談対応を行いました。

(3) 対応状況

令和3年度から継続となっていた1件、令和4年度に受け付けた相談18件は全て終結し、次年度に継続となっているものはありません。

(4) 相談内容

令和4年度相談内容の内訳は以下の表のとおりです。家庭・家族関係が一番多くなっています。

相談内容内訳

学校に関すること	学校・教職員の対応	対人関係	不登校	いじめ	家庭・家族関係	虐待	子育てに関すること	SNSIに関すること	計
1 (5.6%)	1 (5.6%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)	1 (5.6%)	6 (33.3%)	2 (11.1%)	1 (5.6%)	2 (11.1%)	18 (100.0%)

(5) 相談者

相談者は、子ども本人が4件、母親が2件、祖母が1件、関係者が11件となっています。関係者は、共育プラザ職員、学校等です。

相談者内訳

子ども本人	母親	祖母	関係者	計
4 (22.2%)	2 (11.1%)	1 (5.6%)	11 (61.1%)	18 (100.0%)

(6) 相談対象

相談対象となる子どもの所属・学年等は以下のとおりです。

①相談対象児童の所属

未就学	小学校	中学校	高校等	不明	計
3 (15.0%)	5 (25.0%)	7 (35.0%)	4 (20.0%)	1 (5.0%)	20 (100.0%)

※1件の相談で複数名が対象になっているものを含む

②相談対象児童の学年

未就学	小学校						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明
3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)

中学校				高校等				不明	計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
0 (0.0%)	3 (15.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	20 (40.0%)

(7) 相談経路

相談方法は、以下の表のとおりとなっています。

相談経路内訳

	電話	メールフォーム	面接	計
子ども	0 (0.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	4 (100.0%)
おとな	5 (35.7%)	0 (0.0%)	9 (64.3%)	14 (100.0%)
合計	5 (27.8%)	3 (16.7%)	10 (55.6%)	18 (100.0%)

子どもの権利ほっとラインについてどこで知ったかについては、「子どもの権利擁護委員の訪問・講演等により知った」が13件、「不明」が5件です。

(8) いじめ防止対策推進法に基づく附属機関としての活動

いじめ防止対策推進法に基づく教育委員会の附属機関としての活動は、令和4年度はありませんでした。

3 子どもの権利に関する周知啓発

(1) 子どもの権利擁護委員の共育プラザへの訪問

令和4年8月から、子どもの権利擁護委員が共育プラザ（中高生の活動支援・子育て支援・世代間の交流支援を行う施設）を訪問し、施設を利用しているお子さんと一緒に過ごす中で、子どもの権利に関する周知や、子どもや保護者等からの相談の受付などを行っています。



共育プラザ訪問の様子

(2) 子どもの権利に関する講演・出前授業の実施

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利に関する普及啓発活動も役割の1つとして行っています。



子どもの権利に関する講演

令和4年度は、公立学校の生活指導担当の教員が集まる会議や、学校関係者や地域の自治会長等が集まる会議において、子どもの権利や子どもの権利擁護委員の役割などについての講演を行いました。

また、中学生向けに子どもの権利に関する出前授業を、区立中学校1校でモデル的に実施をしました。

次年度以降についても、希望校への出前授業の実施を検討するなど、子どもの権利に関する普及啓発に努めていきます。